

ア 「学術変革領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「総括班」研究課題の「研究代表者」は、「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」の該当欄で確認してください。

イ 「学術変革領域研究」及び「新学術領域研究（研究領域提案型）」の「総括班」研究課題の「研究分担者」は、「計画研究（「総括班」研究課題以外の計画研究）への参画形態（研究代表者又は研究分担者）」と「重複応募しようとする研究課題の研究代表者又は研究分担者」との関係を「重複制限一覧表」で確認してください。

⑦ 文部科学省が公募する研究種目において、「研究代表者又は研究分担者として応募しようとする者」又は「令和4（2022）年度に継続が予定されている研究課題（継続研究課題）の研究代表者又は研究分担者となっている者」に係る重複制限については、「重複制限一覧表」を確認してください。

⑧ 日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD・CPD）が受入研究機関として日本学術振興会に届け出ている研究機関において応募資格を得た場合には、「学術変革領域研究（A）及び新学術領域研究（研究領域提案型）の公募研究」、「基盤研究（B・C）」、「挑戦的研究（萌芽）」、「若手研究」、「国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（A））（CPDを除く）」について応募することが可能です。

日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD・CPD）の重複制限の確認に当たっては、特別研究員奨励費の交付を受けていない場合においても、「重複制限一覧表」の「特別研究員奨励費（特別研究員）」を確認してください。

⑨ 重複制限が適用される研究種目（「特別推進研究」、「学術変革領域研究の計画研究（「総括班」研究課題を含む）」、「基盤研究（S・A）」、「挑戦的研究（開拓）」、「研究活動スタート支援」）に応募した後、日本学術振興会特別研究員に採用され、応募した研究種目も採択された場合にはいずれか一方を選択することになります。

また、日本学術振興会特別研究員（SPD・PD・RPD・CPD）が、採用期間中に重複制限が適用される研究種目へ応募することは認められません。

このため、電子申請システム上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に十分確認してください。

⑩ 科研費と他の競争的研究費制度との間には重複制限は設けていませんが、4頁に記載の「不合理な重複及び過度の集中の排除」の内容に十分留意してください。特に、特別推進研究の審査では、戦略的創造研究推進事業により助成されることが戦略目標に照らし相応しい研究課題については、原則採択しないこととしていますので、応募に当たっては、留意してください。

(5) 重複応募制限の特例

（研究計画最終年度前年度の応募）

① 「特別推進研究及び、基盤研究（基盤研究（B・C）応募区分「特設分野研究」を除く。）の研究課題のうち当初内定時の研究期間が4年以上のもの又は若手研究（※1）の研究課題のうち当初内定時の研究期間が3年以上のもので、令和4（2022）年度が研究期間の最終年度（※2）に当たる研究課題（継続研究課題）の研究代表者」が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望する場合には、「研究計画最終年度前年度の応募」として応募することができます。

なお、一つの継続課題を基に、この特例により今回の公募で新たに応募できる課題数は、1課題に限ります。

（※1）平成29（2017）年度以前に採択された「若手研究（A・B）」についても同様の取扱となります。

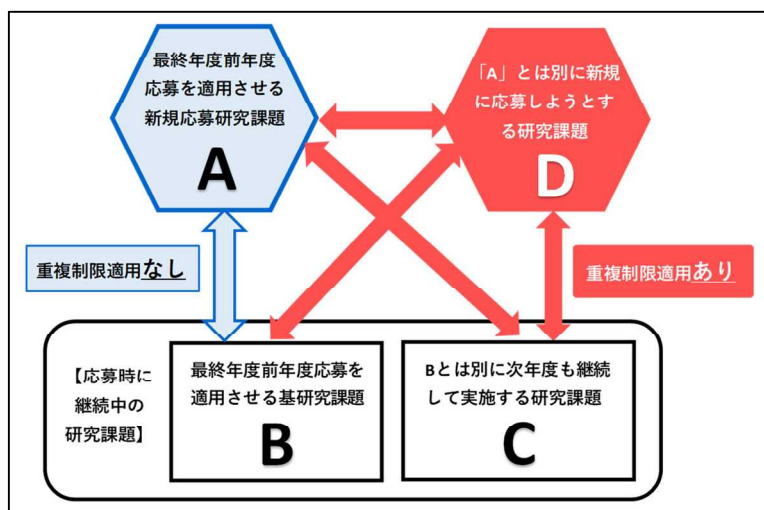
（※2）産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したことに伴い研究期間を延長した研究課題の場合、延長後の最終年度を指します。

- ② 「研究計画最終年度前年度の応募」により、新たに応募することができる研究種目は、次の表のとおりです。

研究計画最終年度前年度に応募が可能な継続研究課題	新たに応募することができる研究種目
特別推進研究の研究課題うち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究 (S)、 基盤研究 (A・B・C)
基盤研究 (S・A・B・C) の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題 (応募区分「特設分野研究」を除く。)	特別推進研究、 基盤研究 (S)、 基盤研究 (A・B・C)
若手研究の研究課題のうち、研究期間が4年以上の研究課題	基盤研究 (S)、 基盤研究 (A・B・C)
若手研究 (A・B) の研究課題のうち、研究期間が4年の研究課題	基盤研究 (S)、 基盤研究 (A・B・C)
若手研究、若手研究 (A・B) の研究課題のうち、研究期間が3年の研究課題	基盤研究 (S)、 基盤研究 (A・B)

- ③ 基盤研究 (B・C) 応募区分「特設分野研究」の研究課題を基に、「研究計画最終年度前年度に応募」として新たに応募することはできません。
- ④ 「研究計画最終年度前年度に応募」による新規応募研究課題と、その基となる継続研究課題との間においては、**重複制限は適用されません。**
ただし、これらの研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題 (継続研究課題を含む。) との間においては、重複制限が適用されます。

図1 研究計画最終年度前年度に応募の重複制限のイメージ



「研究計画最終年度前年度に応募」による新規応募研究課題を「A」、その基となる継続研究課題を「B」とします。この場合、「A」と「B」との間に重複制限は適用されません。仮に研究代表者として「B」以外に研究課題「C」が既に採択されており、次年度も継続して実施する場合は「A」と「C」との間に重複制限が適用されます。また、「研究計画最終年度前年度に応募」とは別に新規に応募しようとする研究課題「D」がある場合は、「A」と「D」、「B」と「D」、「C」と「D」の間にそれぞれ重複制限が適用されます。

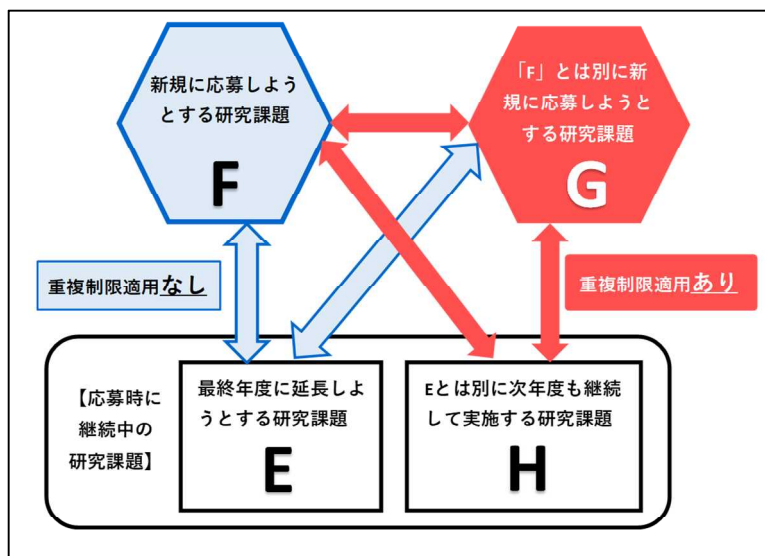
- ⑤ 「研究計画最終年度前年度に応募」として新たに応募し、採択された研究種目が**基盤研究 (A・B・C)** の場合には、その基となった継続研究課題に係る令和4 (2022) 年度の科研費 (補助金分) は交付されず、科研費 (基金分) は令和3 (2021) 年度をもって廃止する必要があります。また、新規応募研究課題の研究種目が特別推進研究又は基盤研究 (S) の場合には、**交付内定時期が4月下旬以降となるため、継続研究課題の交付が行われることがあります**が、交付された場合であっても、廃止した上で**全額返還する必要があります。**

このため、新規応募研究課題の研究計画調書は、令和4 (2022) 年度の継続研究課題の研究計画を実施するに当たって必要となる経費を含めて作成してください。なお、この際、研究代表者は、継続研究課題の研究成果報告書を令和5 (2023) 年6月30日までに提出しなければなりませんので、当該報告書に係る経費も含めて作成してください。

(研究期間の延長に伴う重複応募制限の取扱い)

- ① 科研費（基金分）と科研費（一部基金分）で、最終年度に研究期間の延長（産前産後の休暇、育児休業の取得又は海外における研究滞在等により研究を中断したこと）に伴う場合を除く。）を行う場合には、研究期間を延長した研究課題と、新たに応募しようとする研究課題の間においては、**重複制限は適用されません。**
- ② ただし、新たに応募しようとする研究課題と、同一の研究代表者による他の応募研究課題（継続研究課題を含む。）との間においては、重複制限が適用されます。

図2 研究期間の延長に伴う重複制限のイメージ



応募時に継続中の研究課題で、最終年度に延長しようとする研究課題を「E」、今回の公募で応募しようとする課題を「F」とすると、「E」と「F」との間に重複制限は適用されません（上記①の場合）。ただし、今回の公募で「F」とは別の「G」の課題に応募しようとした時は、「E」と「G」との間に重複制限は適用されませんが、「F」と「G」との間には重複制限が適用されます。

また、「E」以外の別の課題「H」を次年度も継続して実施する場合には、「F」と「H」との間に重複制限が適用されます。同様に「G」の課題に応募する場合も「G」と「H」との間に重複制限が適用されます。